

筑西市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項

筑西市農業委員会の委員（以下「農業委員」）及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、農業の振興や優良農地の保全・有効利用について熱意を持って取り組んでいただける各委員を募集します。「これからの農業をより良くしたい」という意欲ある若手や女性の皆さまからのご応募をお待ちしております。

1 職務内容

（１）農業委員

総会における議決権を有し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等の審議並びに現地調査及び農地利用の最適化に関する業務等を行います。

（２）農地利用最適化推進委員

農業委員と連携して、担当する区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地利用の最適化に関する活動を行います。

2 募集人数

（１）農業委員 24人（中立委員1人以上を含む）

（２）農地利用最適化推進委員 20人 担当区域（20区域）ごとに募集
※別表のとおり（筑西市農地利用最適化推進委員担当区域表）

3 任用期間

（１）農業委員

令和9年3月28日～令和12年3月27日

（２）農地利用最適化推進委員

令和9年3月28日～令和12年3月27日

4 推薦を受ける者又は応募する者の資格

（１）推薦を受ける者又は応募する者は、次のいずれにも該当する者です。

①農業委員

本市の住民基本台帳に記録され、かつ、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適正に行うことができる者

②農業委員（中立委員）

本市の住民基本台帳に記録され、かつ、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

③農地利用最適化推進委員

本市の住民基本台帳に記録され、かつ、農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有し、推進委員の職務を適正に行うことができる者

※いずれも、法令等により農業委員又は農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職にない者

(2) 次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③筑西市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

5 推薦及び募集の期間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月30日(金)まで

6 推薦及び応募の方法

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員

- ①個人又は法人・団体による推薦
- ②個人による応募

(2) 別添の推薦書又は応募届出書に所要事項を記入し押印のうえ郵送又は持参によりご提出ください。なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(3) 提出先

提出書類は、「12 問い合わせ先」へ提出してください。

(開庁日の8:30から17:15まで【期限内必着】)

※農業委員と推進委員の推薦・応募の手続は同時に行うことができ、それぞれの候補者になれますが、両方を兼務することはできません。

7 選 考

「筑西市農業委員会委員等候補者選考委員会」を開催し、提出された書類をもとにそれぞれ選考します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

8 選考の結果通知

農業委員及び農地利用最適化推進委員応募者全員に文書で通知します。

9 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、筑西市ホームページで以下の内容について公表しますので予めご了承ください。

- ①推薦する者(個人)については、「氏名」「職業」「年齢」及び「性別」
- ②推薦するもの(法人・団体)については、「名称」「目的」「代表者の氏名」「構成員の数」「構成員の資格、要件」

- ③推薦を受ける者又は応募する者は、「氏名」「職業」「年齢」「性別」「経歴」及び「農業経営の状況」
- ④推薦又は応募の理由
- ⑤農業委員の推薦を受け、又は農業委員に応募した者が、同時に農地利用最適化推進委員の推薦を受け、又は農地利用最適化推進委員に応募しているか。
- ⑥農地利用最適化推進委員の推薦を受け、又は農地利用最適化推進委員に応募した者が、同時に農業委員の推薦を受け、又は農業委員に応募しているか。

10 身 分

農業委員については地方公務員法第3条第3項第1号の、農地利用最適化推進委員については同法第3条第3項第2号の規定による職員

11 報酬月額

条例に基づき支給

農業委員（会 長）月額45,000円
（会長職務代理者）月額42,000円
（委 員）月額40,000円
農地利用最適化推進委員 月額28,000円

12 問い合わせ先

〒308-0031 筑西市丙360
筑西市農業委員会事務局（筑西市役所本庁舎3階）
電話：0296-20-1167
Fax：0296-20-1186

別表

農地利用最適化推進委員担当区域（推進委員定数 20 人）

区域番号	担当区域	人数
1	下館・伊讃地区	1
2	川島地区	1
3	竹島地区	1
4	養蚕地区	1
5	五所地区	1
6	中地区	1
7	河間地区	1
8	大田地区	1
9	嘉田生崎地区	1
10	関本地区	1
11	河内地区	1
12	黒子地区	1
13	大村地区	1
14	長讃地区	1
15	上野地区	1
16	鳥羽地区	1
17	村田地区	1
18	小栗地区	1
19	新治地区	1
20	古里地区	1